



# 公園の遊具の 管理・修繕の基準は

神田 康史議員

遊具の安全基準等に基づき点検する

産業建設部長

**問** 施設利用者の意見や要望を聞く場と、市内既存保育園・幼稚園の施設内遊具の基準及び、有事の際の損害賠償の補償内容は。

**問** 市内に設定されている公園の種類・設置数・設置基準・公園の遊具とその管理・修繕の基準は。  
**答** 児童公園、都市公園・緑地、農村公園、その他公園がある。設置数については、児童公園69、都市公園・緑地5、農村公園4、その他公園は7である。遊具とその管理については、専門業者に委託し、目視、触手、聴音診断など「遊具の安全性に関する基準等」に基づき定期点検、日常点検を行っている。修繕の基準については、総合判定基準が、A（健全）からD（使用不可）まで4段階で定められており、C判定が出た遊具について修繕の要否を判断している。

**答** 公園の管理については、児童福祉課、都市計画課があり、市への連絡により各担当部署が対応する。また、意見要望などは、来庁時や電話のほか、ふれあい箱等で施設管理者に伝えてもらえば必要な対応を検討する。保育園などの遊具の基準についても「国土交通省の都市公園における遊具の安全確保に関する指針」の内容に沿って日本公園施設業協会が策定した「遊具の安全に関する基準」により判断する。施設管理上の事故については市が責任を負うこととなり、その補償内容については、身体賠償の場合、1名あたり2億円、財物賠償の場合は、1事故あたり1億円が支払限度となる。

**問** 交通事故等から園児を守る管理体制は。  
**答** 市全体で保育園9、認定こども園4、幼稚園3の合計16園ある。散歩に出かける場合、安全確保にかかる管理体制については、国からの通知文を各園に送付し、保育所外での活動の際、移動経路の安全性や職員の体制の再確認をしてもらい、危険箇所があれば児童福祉課へ連絡してもらうようお願いしている。

**その他の質問**  
● 指定管理機関（団体）における労働者の雇用管理と指導は



▲善太西公園の遊具